

事 務 連 絡  
令 和 3 年 4 月 27 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 御中

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局  
子ども未来戦略室長

結婚新生活支援事業の周知に係る御協力について（依頼）

日頃は本県の少子化対策行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、県内の一部の自治体では内閣府の制度を活用しまして、結婚支援および移住定住促進の目的から、「結婚新生活支援事業」を実施しているところです。

結婚新生活支援事業では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅取得、家賃、引越費用等）の支援を行っております。

この事業に係り、結婚新生活支援事業実施自治体が貴会会員様に対して、チラシの配架等の周知依頼をさせていただくことがありますので、依頼があった際には、御協力をいただけますと幸いです。

なお、結婚新生活支援事業の制度概要は別添チラシを御参照ください。ただし、別添チラシは内閣府制度に基づく内容となっており、当事業は各自治体において独自要件を付すことが可能となっていることから、実施自治体によって要件や対象費用等が異なる可能性があります。

（参考）令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体

大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、  
豊郷町、甲良町、多賀町 計12市町

担当：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局  
子ども未来戦略室 総務・青少年係 小森  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL：077-528-3550 FAX:077-528-4854  
MAIL：em00@pref.shiga.lg.jp

～新婚さんの新生活を支援します！～

**大津市で**新生活をスタートされる夫婦に、**住居取得費、  
住居賃借費用や引越費用の一部**を補助します。



# 大津市結婚新生活 支援事業補助金

最大 60万円(29歳以下)  
30万円(39歳以下)

(予算の上限に達した時点で受付を終了します。)

## 申請期間

令和3年6月1日(火)



令和4年3月4日(金)

(郵送または持参により受け付けます。)

## 主な要件

- 令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に婚姻した夫婦であること
- 婚姻時の夫婦の年齢が共に39歳以下であること
- 令和2年分の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること (年収540万円相当)
- 申請時に夫婦の住民票の住所が申請に係る住居の所在地となっていること
- その他、大津市が定める要件を満たすこと

※詳細については、ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

## 申請先・お問い合わせ先

申請を希望される方は事前にご相談ください。

大津市 政策調整部 企画調整課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号(本館2階)

☎ : 077-528-2701

✉ : otsu1001@city.otsu.lg.jp

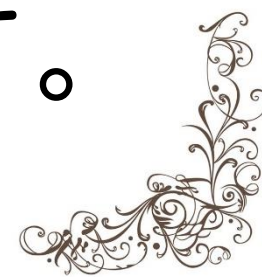
大津市結婚新生活支援事業補助金

検索





## 新婚世帯の新生活を応援します。



～令和3年4月1日から令和4年3月15日までに結婚された方対象～

### <補助金額>

1世帯あたり上限30万円

※夫婦共に29歳以下で、

2世代同居（新婚世帯とその親）する場合は30万円加算し、

上限60万円



### <補助対象経費>

令和3年4月1日から令和4年3月15日までに支払った経費

- ・住宅購入費（ただし、リフォーム、増改築費用は対象外）
- ・賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金など）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）

### <補助対象世帯> 下記の全てを満たす世帯

- ・申請に係る住宅の住所が「**守山市内**」となる新婚世帯
- ・結婚を機に、**新たに住宅を購入、または賃借**した世帯
- ・**令和3年4月1日から令和4年3月15日までに**婚姻届を提出し、受理されている世帯
- ・婚姻日において、年齢が「**夫婦ともに39歳以下**」である世帯
- ・所得証明書をもとに、令和2年の**夫婦の合計所得金額を合算した金額が、「400万円未満」**の世帯  
（令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和元年分の合計所得金額）
- ・この補助金の交付を受けたことがない世帯
- ・市税等の滞納がない世帯

↓詳細は市HPへ







# 新婚さんの新生活を応援します

湖南市では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行っています

## 対象となる世帯

次の①～⑦のすべてに該当する世帯

- ① 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 婚姻日において夫婦とも39歳以下の世帯
- ③ 令和2年1月から令和2年12月中の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満である世帯（世帯収入が約540万円未満に相当）
- ④ 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に結婚を機に湖南市内にある住居を新たに購入・賃借し、当該購入・賃借した住居の住所に転入（転居）届を提出し受理された世帯
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けている者がいない世帯
- ⑦ 市税の滞納がない世帯

## 補助額

1世帯あたり18万円を上限とします

## 対象となる経費

### 【住居費】

物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

### 【引越し費用】

引越し業者や運送業者に支払った実費

## 申請期間

令和3年6月1日（火）から

令和4年3月1日（火）まで

※ただし、予算がなくなり次第、受付終了します

## 問い合わせ先

湖南市役所 総合政策部 地域創生推進課

TEL: 0748-71-2316 FAX: 0748-72-2000

**まずはご連絡をください!**

E-Mail: kikaku@city.shiga-konan.lg.jp



## 申請時に必要な書類

交付申請書（様式第1号）

※市ホームページからダウンロードできます。

住民票

※当該物件（湖南省内）にある世帯全員の続柄の記載された住民票（300円）コンビニ交付の場合（200円）

婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

※婚姻届受理証明書・・・婚姻届を提出した自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）

※婚姻後の戸籍謄本・・・婚姻後の本籍地がある自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）

所得証明書

※令和2年中の所得証明書・・・おおよそ6月1日頃より交付されます。

※令和3年1月1日に住所のあった自治体で交付されます。（郵送で取り寄せ可）

※夫婦それぞれの所得証明書

税務情報の取り扱いに関する同意書

**【貸与型奨学金を返済した場合】**

返済したことがわかるもの

**【結婚を機に転職・離職した場合】**

転職・離職した翌月の給与明細書の写し

離職票

※離職した会社から発行してもらえます。再発行の場合は、ハローワークでも可。

**【住居費（賃貸）の場合】**

賃貸借契約書および領収書の写し

住宅手当支給証明書（様式第2号）

※支給の有無に関わらず、勤務先に記入してもらってください。

※市ホームページからダウンロードできます。

**【住居費（購入）の場合】**

売買契約書および領収書の写し

**【引越しの場合】**

引越し費用に係る領収書の写し

口座が確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）の写し

その他市長が必要と認める書類



高島市で新生活を始めませんか？

## 高島市結婚新生活支援事業のご案内

高島市では、新たに結婚をされ高島市で新生活を始められる方を対象にその費用の一部を助成します。

### 対象世帯

・次の条件をすべて満たす世帯

令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯

婚姻届提出時に夫婦ともに39歳以下の世帯

令和2年分（令和3年5月までは令和元年分）の夫婦合算の所得が400万円未満（年収に換算すると約540万円程度）の世帯

ただし、貸与型奨学金を返済している場合や、申請時において無職の場合は所得の計算方法に特例があります。詳しくはお問い合わせください。

夫婦どちらかが高島市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳として登録されている世帯

高島市税を滞納していない世帯

※ 補助金交付をされた皆様には、自治体等が開催するライフデザイン講座等への受講が義務付けられます。

### 補助対象経費

・令和4年2月28日までの転入または転居で生じた次の経費

新たに物件を取得した場合の経費

新規の住宅賃借経費（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）

ただし、会社から住宅手当が支給される場合はそれを除く

生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を除く

引越費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）

補助金額 上限60万円（29歳以下）または上限30万円（39歳以下）

年齢区分は、夫婦いずれかの高い方によります。



### 補助金申請必要書類

- 高島市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
  - 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
  - 所得証明書
  - 申請者の通帳
  - 【物件を取得した場合】物件の売買契約書または工事請負契約書  
および領収書
  - 【物件を借りる場合】賃貸契約書および領収書
  - 【引越し費用の場合】引越しに係る領収書
  - 【住宅手当を受給されている方】住宅手当支給証明書
  - 【奨学金を返還している方】貸与型奨学金を返済したことがわかるもの
  - 【退職された方】離職票の写しおよび宣誓書
- その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

申請期間：令和4年2月28日まで

詳細については、市ホームページをご覧ください。

#### 【申請・問合せ先】

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市役所 子ども未来部 子育て支援課

☎ 0740-25-8136

令和3年度

# 新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 事業概要

どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月15日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 交付を受けた後、5年以上多賀町に居住する意志のある世帯
- ⑤ 町税等に滞納がない世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

**補助を受けるにあたり、所定のセミナー等にご参加していただくことが必要です。**

どのような費用が対象なの？

新居の住宅費 ① 新居の家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料

新居への引越費用 ② 引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を受けられるの？

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限30万円**です。



# 本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

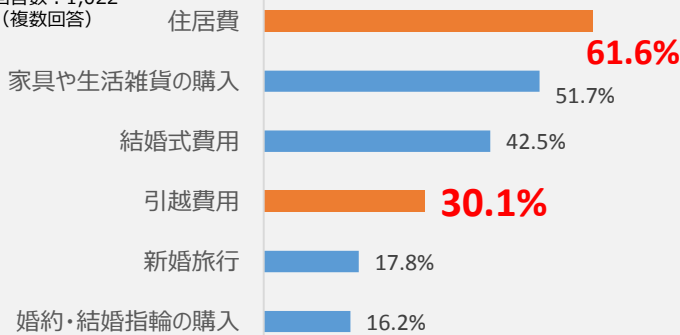
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



## 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

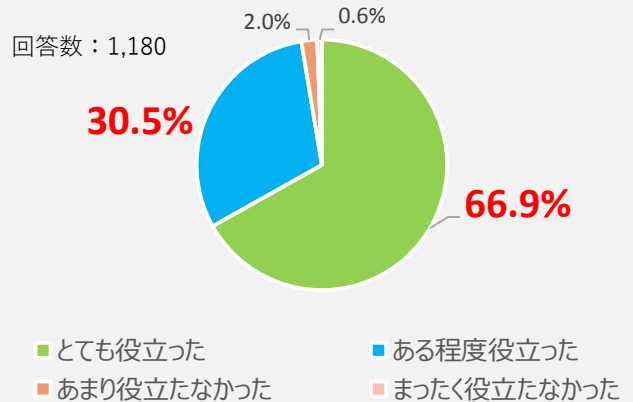
### ① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022  
(複数回答)



### ② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



### 【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。  
・引越して掛かったお金を出産費用に充てることができました。

## 申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、多賀町ホームページ「結婚新生活支援補助金のお知らせ」をご覧ください。

お問い合わせ先  
多賀町役場企画課

電話 : 0749-48-8122  
Email : kikaku@town.taga.lg.jp